

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物施設の完成検査前検査
概要	消防法では、液体の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所、貯蔵所若しくは取扱所に対し、完成検査を受ける前に液体危険物タンクの設置又は変更の工事の工程ごとに、当該タンクに関し技術上の基準に適合されているか、市長の行う検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・消防法第11条の2
審査基準	・危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号） 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準 ・「大阪市危険物規制審査基準」別記7 ・審査基準は、大阪市ホームページに掲載しています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html)
標準処理期間	水張・水圧検査＝8日 基礎・地盤検査＝30日 溶接部検査＝30日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	水張検査又は水圧検査・・・タンクに配管その他の付属設備を取り付ける前 基礎・地盤検査・・・基礎及び地盤に関する工事の開始前 溶接部検査・・・タンク本体に関する工事の開始前
提出方法	（水張検査又は水圧検査の場合） 設置もしくは変更の許可を受けた者又は市外設置タンクにあつては、タンクの製造者は危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）完成検査前検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第13）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）又はタンク製造地の市町村長あて提出してください。 （基礎・地盤検査又は溶接部検査の場合） 設置又は変更の許可を受けた者は、危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）完成検査前検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第13）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	・申請の種類（検査区分及びタンク容量）によって異なります。 ・詳細は、大阪市消防手数料条例をご覧ください。（ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	